

長野県最低賃金

時間額



1,117 円

(改正前 時間額1,061円)

効力発生年月日 令和8年10月2日

☆業種・年齢・雇用形態（正社員、パート等）に関わらず、長野県内で働くすべての人に適用される1時間当たりの賃金の最低額です。

長野県PRキャラクター「アルクマ」©長野県アルクマ



長野労働局

<https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/>



【賃金、最低賃金に関するお問い合わせ先】

最寄りの労働基準監督署 又は、長野労働局労働基準部賃金室
(☎026-223-0555)

【支援策（助成金）に関するお問い合わせ先】

業務改善助成金 長野労働局雇用環境・均等室 (☎026-223-0560)
キャリアアップ助成金 長野労働局 職業対策課 (☎026-226-0866)



長野県最低賃金

時間額

1,117 円

長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

(改正前 時間額1,061円)

効力発生年月日 **令和8年10月2日**



長野労働局

<https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/>



【賃金、最低賃金に関するお問い合わせ先】

最寄りの労働基準監督署 又は、長野労働局労働基準部賃金室
(☎026-223-0555)

【支援策（助成金）に関するお問い合わせ先】

業務改善助成金 長野労働局雇用環境・均等室 (☎026-223-0560)
キャリアアップ 助成金 長野労働局 職業対策課 (☎026-226-0866)

最低賃金周知広報用例文① (横書き版 3種類)

○広報誌等にご掲載願います。

○ご希望がございましたら、本例文のデータを提供いたしますので
ご連絡ください。

【長野労働局 賃金室】 TEL 026-223-0555
E-mail : chinginshitsu-naganokyoku @ mhlw.go.jp

長野県最低賃金のお知らせ

長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用される「長野県最低賃金」が、令和8年10月2日から時間額1,117円に改正されます。この機会にご確認ください。

なお、対象となる賃金は、通常の労働時間・労働日に対応する賃金で、臨時に支払われる賃金、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当などは含まれません。

また、中小企業・小規模事業者等に対する賃金の引き上げの環境整備、雇用の維持を図るための支援策を実施しています。ご活用ください。

【お問い合わせ先】

「最低賃金」については、長野労働局労働基準部賃金室（☎026-223-0555）または最寄りの労働基準監督署へ

【助成金に関するお問い合わせ先】

業務改善助成金 長野労働局雇用環境・均等室（☎026-223-0560）
キャリアアップ助成金 長野労働局 職業対策課（☎026-226-0866）



長野県最低賃金のお知らせ

長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用される「長野県最低賃金」が、令和8年10月2日から時間額1,117円に改正されます。この機会にご確認ください。

また、中小企業・小規模事業者等に対する賃金の引き上げの環境整備、雇用の維持を図るための支援策を実施しています。ご活用ください。

【お問い合わせ先】

「最低賃金」については、長野労働局労働基準部賃金室（☎026-223-0555）または最寄りの労働基準監督署へ

【助成金に関するお問い合わせ先】

業務改善助成金 長野労働局雇用環境・均等室（☎026-223-0560）
キャリアアップ助成金 長野労働局 職業対策課（☎026-226-0866）



長野県最低賃金のお知らせ

長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用される「長野県最低賃金」が、令和8年10月2日から時間額1,117円に改正されます。この機会にご確認ください。

【お問い合わせ先】長野労働局労働基準部賃金室（☎026-223-0555）

最低賃金周知広報用例文② 縦書き版

長野県最低賃金のお知らせ

長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用される「長野県最低賃金」が、令和八年十月二日から時間額一一七円に改正されます。

この機会にご確認ください。

なお、対象となる賃金は、通常の労働時間・労働日に対応する賃金で、臨時に支払われる賃金、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当などは含まれません。

また、中小企業・小規模事業者等に対する賃金の引き上げの環境整備、雇用の維持を図るための支援策を実施していますので、ご活用ください。

○お問い合わせ先

「最低賃金」については、長野労働局労働基準部賃金室

☎ 026-223-0555

又は最寄りの労働基準監督署

「助成金」に関するお問い合わせ先

業務改善助成金 長野労働局雇用環境・均等室

☎ 026-223-0560

キャリアアップ助成金 長野労働局 職業対策課

☎ 026-226-0866

長野県最低賃金のお知らせ

長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用される「長野県最低賃金」が、令和八年十月二日から時間額一一七円に改正されます。

この機会にご確認ください。

また、中小企業・小規模事業者等に対する賃金の引き上げの環境整備、雇用の維持を図るための支援策を実施していますので、ご活用ください。

お問い合わせ先

「最低賃金」については、長野労働局労働基準部賃金室

☎ 026-223-0555

又は最寄りの労働基準監督署

「助成金」に関するお問い合わせ先

業務改善助成金 長野労働局雇用環境・均等室

☎ 026-223-0560

キャリアアップ助成金

長野労働局 職業対策課

☎ 026-226-0866

長野県最低賃金のお知らせ

長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用される「長野県最低賃金」が、令和八年十月二日から時間額一一七円に改正されます。

この機会にご確認ください。

○お問い合わせ先

長野労働局労働基準部賃金室

☎ 026-223-0555